

〈まずは〇×問題にチャレンジ！〉  
—あなたはどうか考える？ その理由は？—

	〇or×
1	本事例について、平成24年10月10日にAに融資した貸金は、「消費貸借取引」により担保される。
2	本事例について、平成25年4月10日にAが保証人になり、Bに融資した貸金は、「消費貸借取引」により担保される。
3	本事例について、平成24年10月1日から同年12月20日までの間にAに供給した餌の購買未収金は、「売買取引」により担保される。
4	本事例について、平成24年10月1日から同年12月20日までの間にAに供給した餌の購買未収金は「平成25年1月10日畜産購買取引契約」により担保される。
5	本事例について、平成26年4月1日から同年12月20日までの間にAに供給した餌の購買未収金のうち300万円を書き替えた準消費貸借による証書貸付は、「消費貸借取引」により担保される。



正解とその理由は31頁

連載

〇×問題で確認

債権管理回収の基礎固め



顧問弁護士

（JAの実務で起こる相談にいつも親身に  
応じている。）



課長

（本店の融資課長。支店を丁寧にフォローしており、問い合わせや相談を多く受ける。）

JAの融資業務における課長の悩みに、顧問弁護士が答える！

官澤綜合法律事務所 所長  
東北大学法科大学院 教授

弁護士 官澤 里美



1957年仙台市の農家の長男として生まれる。1983年東京大学法学部を卒業し、1986年仙台市で弁護士となる。その後、長年にわたってJAの債権回収、役員責任等の各種相談、法的手続、セミナー等を担当し、JAの健全な経営をサポートしている。現在、弁護士10名が在籍する官澤綜合法律事務所所長。2004年より東北大学法科大学院教授。

〈解説〉

1. 根抵当権の基本



継続的な取引を行っている組合員とは、広く担保される根抵当権が便利なので、根抵当権を設定した上で取引を行っています。しかし、担保漏れがないか検討しだしたら、不安が生じてしまいました。普通の抵当権ではなく、根抵当権にしているのはなぜですか？

根抵当権は一定の範囲に属する不特定の債権を極度額の限度で担保する抵当権なので、一度設定すれば被担保債権の範囲に含まれる債権は極度額の限度ですべて担保されることになり、債権回収には便利だからです。

そのとおりです。ですから、債権回収のための事前の対策として根抵当権が広く利用されているのですが、①極度額を超えた債権は担保されない、②被担保債権の範囲に含まれない債権は担保されない、③確定後に発生した債権は担保されない、という三つの限界があることには注意しなければなりません。

2. 被担保債権の範囲の定め方



なるほど。しかし、注意しているつもりでも、今回は被担保債権の範囲に含まれるかどうかについて不安が生じてしまったのです。その組合員に対してJAが有するすべての債権を担保するような根抵当権は設定できないのでしょうか？

残念ながら債権者債務者間に発生するすべての債権を担保する包括的な根抵当権は認められていませんので、一定の範囲を定めて被担保債権の範囲を登記しなければなりません。債権の範囲の定め方としては、「特定の継続的取引契約」、「一定の種類取引」、「手形・小切手債権」などがあります。いくら根抵当権を有していても、回収しようと思う債権が登記された根抵当権の被担保債権の範囲に含まれていなければ担保されないことになるので注意が必要です。

代表的な定め方の「特定の継続的取引契約」「一定の種類取引」について説明しましょう。

今回のお悩み

第2回 根抵当権の被担保債権の注意点

当JAでは、養豚農家Aに平成10年頃から経営資金を融資したり、餌を販売したりしてきましたが、平成25年1月10日に極度額500万円の畜産購買取引契約を締結し、同日、A所有の不動産に、つぎのような内容で極度額1,000万円の根抵当権を設定しています。

- ・債務者…… A
- ・債権の範囲…… 「消費貸借取引」、「売買取引」、「平成25年1月10日畜産購買取引契約」

最近、餌の購買未収金が畜産購買取引契約の極度額に近づいてきたので、300万円を証書貸付に書き替えることを検討しているのですが、当JAの設定したこの根抵当権で、当JAのAに対する債権が漏れなく担保されるのか、課内で自信をもって説明できず悩んでいます。

根抵当権の被担保債権に含まれるかどうかについての考え方や注意点についてアドバイスをお願いします。